

令和5年3月10日

各 位

社会福祉法人阪南市社会福祉協議会

令和5年3月13日からの 地域活動におけるマスク着用の考え方

国による2月10日「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」にて、『マスク着用は個人の判断に委ねる』ことを基本とし、『高齢者施設訪問等の一定の場面ではマスク着用を推奨する』とされました。（※裏面参照）

加えて、2月24日付け厚労省事務連絡にて、『地域での通いの場等（カフェ等の福祉活動）については、マスク着用を推奨する』とされました。

つきましては、令和5年3月13日から令和5年5月7日までの期間について、阪南市における地域での福祉活動においても、国の方針にもとづき、マスク着用について以下の考え方といたします。

1. 福祉委員・ボランティア等の担い手、参加者ともに基本的には個人の主体的な判断を尊重しつつ、高齢者等と接する機会が多いことから、できるだけマスク着用を推奨します。
2. なお、運動中や屋外で、人との距離が十分に確保できる（2m以上）場合は、これまで通りマスクは不要です。
3. 検温等の基本的な感染対策については、継続して取り組んでいただくようお願いいたします。

以上

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが
令和5年3月13日から

マスク着用は個人の判断が基本となります

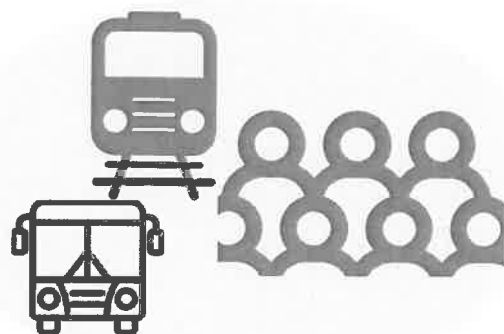
ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう



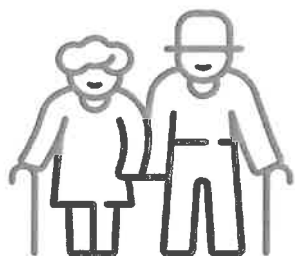
受診時や医療機関・
高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した
電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



高齢者



慢性肝臓病
がん
心血管疾患 など

基礎疾患を有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、
個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります